

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

高槻市教育委員会

ご入学・ご進級おめでとうございます。

高槻市教育委員会では、高槻市立小中学校に在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、掛金を市と保護者の双方で負担する相互扶助の仕組みとなっており、加入は任意です。

加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。

加入の有無に関わらず、別添の加入意思確認書（同意書）にご記入の上、学校へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和6年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書による、初回の同意後、市立小中学校在学中は自動更新となります。

年度途中の加入・解約はできませんので、必ず期日までのご提出をお願いいたします。

なお、加入・解約したい場合は、次年度に学校までお申出ください。再度、加入意思確認書（同意書）をご記入いただきます。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水) (・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎) (・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 (運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの) 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの))	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕 死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金（年額920円）

そのうち、保護者等負担額 460円（共済掛金との差額は、市が負担します）

※就学援助もしくは生活保護法の適用を受けている方は免除となります。